

特定除外水域航行に関する特別条項

(平成 30 年 6 月 16 日改正)

第 1 条 船舶戦争保険航路定限の規定にかかわらず、当社は、被保険船舶が次に掲げる水域を航行することを包括的に承諾する。

(1) Lebanon

(2) Venezuela

ただし Lake Maracaibo および北緯 11 度以南の Gulf of Venezuela を除く。

第 2 条 船舶戦争保険航路定限の規定にかかわらず、当社は、被保険船舶が東経 52 度と東経 58 度の間において Iran が自国の領海と主張する水域を通過することを包括的に承諾する。ただし、通過中に同水域での諸港・沿岸への寄港、積載物の積み下ろし、人員の乗降等が行われないことを条件とする。

第 3 条 第 1 条または第 2 条における承諾は、当該航海において武器、弾薬を貨物として輸送していないことを条件とする。

第 4 条 航路定限外航行に関する特別条項（戦争保険用）第 2 条の規定にかかわらず、当社は、第 1 条または第 2 条の承諾にもとづく除外水域航行の、保険契約者または被保険者による通知を免除する。

第 5 条 当社は 3 営業日（当社の営業日とする。）前の予告をもって、第 1 条または第 2 条の承諾を解除することができる。